

鳥取県告示第52号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、貸付金の元利償還金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年1月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

中央債権回収株式会社

2 委託した貸付金の元利償還金

鳥取県専修学校等奨学資金貸付金（平成9年度貸付決定番号第409-0030号、平成10年度貸付決定番号第410-0027号、平成10年度貸付決定番号第410-0038号、平成11年度貸付決定番号第411-0017号及び平成15年度貸付決定番号第415-0039号に係るものに限る。）

3 委託期間

平成23年12月26日から平成24年3月31日まで